３　第一項の規定により四半期連結財務諸表に初めて新四半期連結財務諸表規則の規定を適用する場合（直前の連結会計年度に係る連結財務諸表に新連結財務諸表規則の規定を適用している場合を除く。）には、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第三項に規定する事項について記載することを要しない。

４　第一項の規定により四半期連結財務諸表に初めて新四半期連結財務諸表規則の規定を適用する場合であって、金融商品又は市場価格の変動により利益を得る目的をもって所有する棚卸資産の時価の算定方法を変更した場合（新四半期連結財務諸表規則第二条第四十一号に規定する会計方針の変更として同条第四十四号に規定する遡及適用を行っていない場合に限る。）には、新四半期連結財務諸表規則第十条の二において準用する新四半期財務諸表等規則第五条、新四半期連結財務諸表等規則第十条の四において準用する新四半期財務諸表等規則第五条の三又は新四半期連結財務諸表規則第十条の五において準用する新四半期財務諸表等規則第五条の四に規定する事項に代えて、当該変更の内容を注記しなければならない。

５　四半期連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、当分の間、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第一項に規定する事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

６　法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新四半期連結財務諸表規則第十五条の二第三項に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

○内閣府令第十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項、第二十四条第一項及び第三項並びに第二十四条の四の七第一項及び第二項（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第二号様式	**第二号様式**
【表紙】	【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書	【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　＿＿財務（支）局長	【提出先】　＿＿財務（支）局長
【提出日】　年　月　日	【提出日】　年　月　日
【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【会社名】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【英訳名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【代表者の役職氏名】(3)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【最寄りの連絡場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿	【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】(4)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【届出の対象とした募集（売出）金額】(5)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【安定操作に関する事項】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【安定操作に関する事項】(6)　＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】(7)　＿＿＿＿＿＿＿＿	【縦覧に供する場所】(7)　＿＿＿＿＿＿＿＿
名称　＿＿＿＿＿＿＿＿	名称　＿＿＿＿＿＿＿＿
（所在地）　＿＿＿＿＿＿＿＿	（所在地）　＿＿＿＿＿＿＿＿